

④宗教法人審議会の議事等について（申合せ）

平成 9 年 6 月 1 9 日
宗教法人審議会 決定
平成 1 0 年 2 月 1 0 日 一部改定
平成 1 5 年 3 月 3 日 一部改定
令和 3 年 1 月 2 2 日 一部改定

第 1 章 議事の公開

- 1 本審議会の議事録は、行政処分及び審査請求に係る審議を除き、原則として公開することとする。
- 2 行政処分及び審査請求に係る審議については、原則として議事要旨を公開することとする。
- 3 会議の公開については、委員の自由闊達な討議を確保し、信教の自由に配慮して、非公開とする。
- 4 議事録及び議事要旨（以下「議事録等」という。）は、以下の方針により、作成し、公開するものとする。
 - （1） 議事録等には、審議会の開催日時、場所、出席委員、審議の概要を記載するものとする。
 - （2） 各委員の自由な討議を確保するため、議事録等に記載する委員の意見は匿名とする。
 - （3） 信教の自由に配慮して、個別の宗教法人名は記載しないこととする。但し、本審議会の答申の中に記載された法人名及び公開される会議資料に記載された法人名については、この限りでない。
 - （4） 議事録等は事務局において作成し、原則として、全委員の確認を得た後、すみやかに公開するものとする。
 - （5） 公開した議事録等は、次回審議会において委員に配布する。
- 5 審議終了後のブリーフィングについては、必要に応じて会長又は事務局により行う。
- 6 会議資料は、上記 2 の審議に係る資料を除き、原則として公開するものとする。但し、検討中の答申・報告書の原案等、本審議会において非公開とすることが適当であると認めるものについては、非公開とする。

第 2 章 審査請求に係る議事

- 7 行政不服審査法第 9 条に基づき審理員に指名された者は、本審議会に出席することができない。
- 8 宗教法人法第 8 0 条の 2 第 1 項に規定する審査請求に関し、審査庁から諮問を受けた本審議会は、諮問に対する答申を行う前に、審査庁から行政不服審査法第 4 2 条に基づく審理員意見書の提出を受けるものとする。

第 3 章 雑則

- 9 宗教法人審議会規則第 1 1 条の規定に基づき小委員会等が設置された場合、当該小委員会等での議事等に関しても、上記手順等に準ずるものとする。
- 1 0 宗教法人審議会規則第 1 2 条に基づき、審査庁からの諮問に対する答申を行うに当たり必要な事項について、本審議会は審査庁に調査をさせ、当該調査の結果を報告させることができる。
- 1 1 本申合せにおいて規定されていない事項については、関係法令等の定めに従い、適切に処理することとする。
- 1 2 平成 8 年 4 月 2 6 日付け「宗教法人審議会の議事等について（申合せ）」は、廃止する。

④ 宗教法人審議会の議事等について（申合せ）

平成 9 年 6 月 1 9 日
宗教法人審議会決定
平成 1 0 年 2 月 1 0 日一部改定
平成 1 5 年 3 月 3 日一部改定
令和 3 年 1 月 2 2 日一部改定
令和 4 年 1 1 月 2 1 日一部改定

第 1 章 議事の公開

- 1 本審議会の議事録は、下記 2 に係る審議を除き、原則として公開することとする。
- 2 行政処分及び審査請求並びに宗教法人法第 7 8 条の 2 の規定に係る審議については、原則として議事要旨を公開することとする。
- 3 会議の公開については、委員の自由闊達な討議を確保し、信教の自由に配慮して、非公開とする。
- 4 議事録及び議事要旨（以下「議事録等」という。）は、以下の方針により、作成し、公開するものとする。
 - （1） 議事録等には、審議会の開催日時、場所、出席委員、審議の概要を記載するものとする。
 - （2） 各委員の自由な討議を確保するため、議事録等に記載する委員の意見は匿名とする。
 - （3） 信教の自由に配慮して、個別の宗教法人名は記載しないこととする。但し、本審議会の答申の中に記載された法人名及び公開される会議資料に記載された法人名については、この限りでない。
 - （4） 議事録等は事務局において作成し、原則として、全委員の確認を得た後、すみやかに公開するものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、審議会に諮った上で、必要な期間、議事録等の一部又は全部を公開しないことができる。
 - （5） 公開した議事録等は、次回審議会において委員に配布する。
- 5 審議終了後のブリーフィングについては、必要に応じて会長又は事務局により行う。
- 6 会議資料は、上記 2 の審議に係る資料を除き、原則として公開するものとする。但し、検討中の答申・報告書の原案等、本審議会において非公開とすることが適当であると認めるものについては、非公開とする。